# 投資信託説明書 (交付目論見書)

2014.4.25

# DWS ワールド・アグリビジネス・ファンド

追加型投信/内外/株式



## ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

- ■委託会社[ファンドの運用の指図を行う者] ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 359 号 ・ホームページアドレス http://www.damj.co.jp/ ・フリーダイヤル 0120-442-785 (受付時間:営業日の午前 9 時から午後 5 時まで)
- ■受託会社[ファンドの財産の保管及び管理を行う者] 野村信託銀行株式会社

本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

本書により行うDWS ワールド・アグリビジネス・ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年10月25日に関東財務局長に提出しており、平成25年10月26日にその効力が発生しております。

- 1. 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 2. 投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 3. 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

## <商品分類及び属性区分>

	商品分類			属性区分			
単位型・	投資対象	投資対象資産	投資対象	決算	投資対象	投資	為替
追加型	地域	(収益の源泉)	資産	頻度	地域	形態	ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託 証券(株式))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	なし

- ※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
- ※商品分類及び属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/) をご参照下さい。

## <委託会社の情報>

委	託	会	社	名	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
設	立	年	月	B	1985 年 7 月 8 日
資		本		金	3,078 百万円 (2014 年 2 月末現在)
			託財 産 総	産の額	759, 885 百万円(2014 年 2 月末現在)

# 1 ファンドの目的・特色

# ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

# ファンドの特色

(以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。)

アグリビジネス(農業ビジネス)に関連する世界各国の企業の株式 を中心に投資を行います。

アグリビジネスとは、食物の生産に関連する様々なビジネスを指します。例えば、土地・農地、種子・肥料、農業化学、水、農業機械、食品加工、マーケティング、販売、食品・食肉の物流、 天候アドバイザリー・サービス等に関するビジネスがあります。

- ■アグリビジネスのフードチェーンにおける価値創生に着目します。
- ■アグリビジネスは、フードビジネスにおける川上から川下までのフードチェーン全体に及びます。
- ■我々の生活に必要不可欠である「食物」がテーマです。

## 穀物に関するフードチェーンの例



※他にも、食肉、魚肉等多岐にわたる食物全般に関するフードチェーンに関係する企業の株式が投資対象に含まれます。なお、投資対象銘柄がアグリビジネスに関連するかの判断はグローバル・セマティック・パートナーズ・エル・フーが行います。グローバル・セマティック・パートナーズ・エル・エル・シーについては、後記「ファンドの特色 2」をご参照下さい。

マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、グローバル・セマ ティック・パートナーズ・エル・エル・シーに委託します。

くグローバル・セマティック・パートナーズ・エル・エル・シーについて>

グローバル・セマティック・パートナーズ・エル・エル・シーは、米国証券取引委員会に登録しており、個人投資家及び機関投資家に主にグローバル・テーマ型戦略の運用サービスの提供を行う運用会社です。

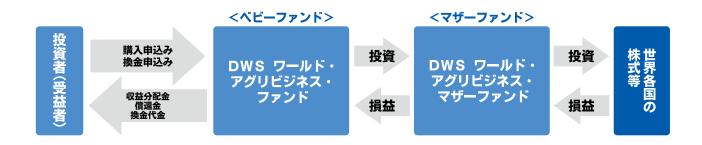
設 立 : 2009年12月

従 業 員 : 23人

運用資産残高 : 約 120 億米ドル 所 在 地 : 米国 ニューヨーク

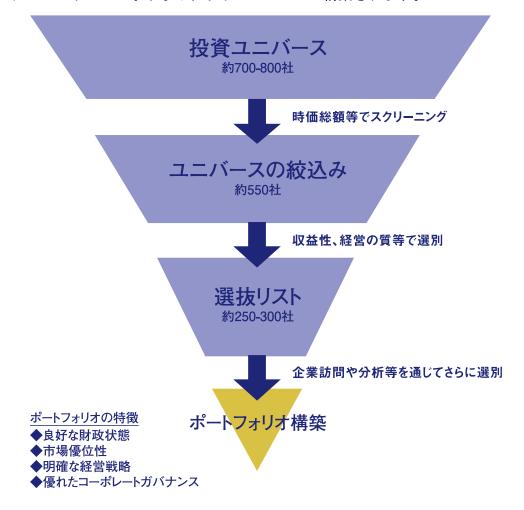
(2014年2月末現在)

- 実質外貨建資産については、原則として対円での為替へッジを行いません。
- 4 ファミリーファンド方式\*で運用を行います。
  - ※「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、 投資者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザー ファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



く投資プロセス>

当ファンドのポートフォリオは、以下のプロセスで構築されます。



- (注1) 上記投資プロセスはマザーファンドに関するものです。
- (注2) 上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。
- ※ 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## <主な投資制限>

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

## <分配方針>

毎決算時(原則として毎年7月25日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則 として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- (注) 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

# 2 投資リスク

# 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。 当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。 基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

## ①株価変動リスク

株価は、政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

## ②為替変動リスク

外貨建資産の価格は、為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

## ③カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。なお、新興国への投資については、一般的に先進諸国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

### ④信用リスク

株価は、発行者の信用状況等の悪化により下落することがあり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。なお、新興国の株式は、先進諸国の株式に比べ、相対的に信用リスクが高くなると考えられます。

### ⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に 急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を 売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファ ンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

# その他の留意点

- ・マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの購入申込みまたは換金申込み等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払 われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を 超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落す ることになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すもの ではありません。また、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、 実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、 分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

# リスクの管理体制

委託会社では、パフォーマンス分析・定量的リスク分析を行う運用評価会議、運用に係るリスク・ 法令等遵守状況等のリスク管理状況の検証を行うインベストメント・コントロール・コミッ ティーといった検証機能を有しています。検証結果をもとに委託会社は、必要な対策を講じてい ます。

# 3 運用実績

基準日: 2014年2月28日

# 基準価額・純資産の推移

#### (円) 12.000 純資産総額(右) 一分配金込基準価額(左) 10,000 500 8,000 400 6,000 300 200 4.000 2.000 100 n 07/9/21 09/1/9 10/4/26 11/8/10 12/11/16 14/2/28 (設定日)

# 分配の推移

1万口当たり、	税引前
2013年 7月	0円
2012年 7月	0円
2011年 7月	0円
2010年 7月	0円
2009年 7月	0円
設定来累計	0円

- ※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。
- ※2 分配金込基準価額の推移は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

# 主要な資産の状況

マザーファンドにおける組入上位10銘柄

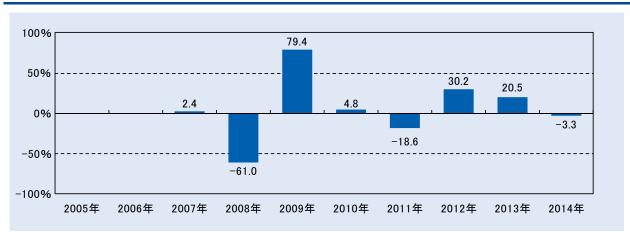
	銘柄	玉	業種	比率(%)
1	MOSAIC CO/THE-WI	アメリカ	肥料·農薬	9.7
2	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	カナダ	肥料·農薬	9.3
3	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	アメリカ	肥料·農薬	5.7
4	AGRIUM INC	カナダ	肥料·農薬	4.7
5	VILMORIN & CIE	フランス	農産物	4.0
6	KWS SAAT AG	ドイツ	農産物	4.0
7	YARA INTERNATIONAL	ノルウェー	肥料·農薬	3.4
8	SLC AGRICOLA SA	ブラジル	農産物	2.8
9	SYNGENTA AG	スイス	肥料·農薬	2.8
10	DOW CHEMICAL COMPANY	アメリカ	総合化学	2.4

マザーファンドにおける 業種別構成比(上位5業種)

業種	比率(%)
肥料•農薬	37.9
農産物	18.2
包装食品·肉	18.1
総合化学	3.9
醸造	3.9

※比率はマザーファンドにおける 組入比率です。

# 年間収益率の推移



- ※1 年間収益率の推移は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
- ※2 2007年は設定日(9月21日)から年末までの騰落率、2014年は2月末までの騰落率を表示しております。
- ※3 当ファンドにベンチマークはありません。
- (注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。
- (注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

# 4 手続・手数料等

# お申込みメモ

購 入 単 位	<一般コース> : 1万口以上1万口単位とします。 <自動けいぞく投資コース> : 1万円以上1円単位とします。 ※購入後のコース変更はできません。 ※詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	原則として、購入申込受付日から起算して6営業日目までに販売会社にお支払い下さい。
換金単位	<一般コース> : 1万口単位とします。 < 自動けいぞく投資コース> : 1口単位または1円単位とします。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込 受 付 不 可 日	ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日に該当する日とします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時とします。
購入の申込期間	平成 25 年 10 月 26 日から平成 26 年 10 月 24 日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断した場合には、購入申込み・換金申込みの受付を中止すること及び既に受付けた購入申込み・換金申込みの受付を取消しまたは変更することができます。
信 託 期 間	設定日(平成 19 年 9 月 21 日) から平成 29 年 7 月 25 日までとします。
繰 上 償 還	受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合等に必要な手続き等を経て繰 上償還されることがあります。
決 算 日	原則として毎年7月25日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収 益 分 配	年1回の毎決算時に、分配方針に基づいて行います。 販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	1兆円とします。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時及び償還時に作成され、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

# ファンドの費用・税金

## <ファンドの費用>

マンテンドの資用ン 投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料		購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.24% (税抜 3.0%)を 上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。		
信託財産留保額		換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3%を乗じて得た額とします。		
投資者が信	託財産で間接的に負担す	ける費用		
運用管理費用(信託報酬)		毎日、信託財産の純資産総額に年率 1.782% (税抜 1.65%) を乗じて得た額とします。 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。以下同じ。)及び毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。 ※マザーファンドの運用の指図を行うグローバル・セマティック・パートナーズ・エル・エル・シーに対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。		
【内	訳】(税抜)	委託会社 0.80% 販売会社 0.80% 受託会社 0.05%		
その他の費用・手数料		純資産総額に対して年率 0.10%を上限として諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用等を含みます。)が信託財産から差し引かれます。また、信託財産における組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等についても、別途信託財産が負担します。 ※諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。 ※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。		

※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## <税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

田	期		項目	税金
分	配	曲	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して <mark>20</mark> . 315%
換金 及 び	(解約) 償 還	時 時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※上記は、平成26年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISA をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# <MEMO>

# このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。

(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

## 目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。) この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

### 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

## 当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を(前受金等)お預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価 証券をお預かりいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合 (法令に定める場合を除きます。) には、取引報告書をお客様にお 渡しいたします (郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。

## 当ファンドの販売会社の概要

商号等 野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 142 号

本店所在地 〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-9-1

連絡先 03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

資本金 100 億円

主な事業金融商品取引業設立年月平成 13 年 5 月

# お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。 なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利 用も可能です。

> 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

注)ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

※当ファンドに関するお問い合わせは、お取引のある本支店にご連絡ください。

# このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。

(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

# 【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に外国の株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

## 「DWS ワールド・アグリビジネス・ファンド」の購入時手数料について

野村證券株式会社における購入時手数料は、購入申込日の翌営業日の基準価額に以下の手数料率を乗じた額とします。

(購入時手数料=購入口数×基準価額×手数料率)

購入口数	手数料率
一律	3. 24%(税抜3. 0%)

◆「自動けいぞく投資コース」を選択したご投資家が、収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

詳しくは野村證券窓口にお問い合わせ下さい。



2/2